



後犬ちゃん

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断がむずかしい人を**法律的**に支援する仕組みです。すでに判断能力が不十分な場合の『**法定後見制度**』と、まだしっかりしているうちに、あらかじめ任意後見人を決めておく『**任意後見制度**』があります。

成年後見制度 (法定後見制度) はどうやって 利用するの？



ご本人や配偶者、4親等内の親族などが、ご本人の生活している管轄の**家庭裁判所**に申し立てを行い、手続きをします。



法定後見の申し立ては、4親等内の親族がいない、また親族はいても音信不通、親族による虐待ケースなどの場合には、**市町村長が申し立て**をすることができます。

任意後見制度を 利用するには？



あらかじめ、任意後見人になってもらいたい人と判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいのかを話し合い、その内容を**公証役場で公正証書**にしておきます。



判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申し立てを行うと、**任意後見監督人が選任**され、任意後見人の事務が開始されます。

柳川市成年後見センターでは、あなたの思いを大切に、あなたらしい生き方と安心した生活を応援します。成年後見制度等について相談やお尋ねしたい場合には、柳川市成年後見センターにご連絡ください。

柳川市成年後見センター

☎0944-77-8825 (FAX 0944-75-6306)

柳川市役所三橋庁舎(地域包括内)

受付時間 8:30~17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

